

事務連絡
令和3年5月18日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

健康フォローアップ中に発熱等の症状を呈している方々について

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査については、「新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者の取扱いについて」（令和2年8月3日付け事務連絡）¹において、お示ししています。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の患者の多くの症例で、発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などが見られ、また、初期症状として、嗅覚障害や味覚障害を訴える患者がいることが明らかになっています。こうした症状を呈している方に対しては、検査の実施に向け、積極的な対応をお願いしたところです。

また、現在、新型コロナウイルス感染症の水際対策強化の一環として、本年3月26日より、全ての国・地域からの入国者に対する入国後14日間の自宅待機期間中の健康フォローアップ及び自宅待機の確認（以下「健康フォローアップ等」という。）を行うこととしており（「新型コロナウイルス感染症の水際対策強化に係る入国者の健康フォローアップについて」（令和3年3月26日付け事務連絡）²）、国において設置した入国者健康確認センター（以下「センター」という。）において健康フォローアップ等を実施しています。

このため、センターによる健康フォローアップ等の対象者であって、こうした症状を呈している方々については、検査の実施に向け、とりわけ積極的な対応をいただくようお願いいたします。

¹ 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者の取扱いについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/000656009.pdf>

² 新型コロナウイルス感染症の水際対策強化に係る入国者の健康フォローアップについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/000760137.pdf>